

議 第 390 号

令和 7 年 11 月 28 日提出

町及び字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく宇土開地区農地整備事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する。

熊本市長 大 西 一 史

変更前の町	変更前の字	区域	変更後の町	変更後の字
銭塘町	有吉開	3547の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部	奥古閑町	新開
銭塘町	永井開	3511の一部、3512の1の一部、3512の3の一部、3513の1の一部、3514の1の一部、3515の1の一部、3516の1の一部、3517の1の一部、3518の1の一部、3532の1の一部、3533の1の一部、3533の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに3519の1、3520の3、3524の1、3525の1、3526の1、3527の1、3528の1、3529の1、	銭塘町	有吉開

		3530の1及び3531の1 に隣接介在する道路、水路である 公有地の全部		
錢塘町	宇土開	3684から3686までの各 一部、3687の1の一部、 3687の2の一部、3688の 2の一部、3689の2の一部、 3690の2の一部、3691の 2、3692の2、3693の3、 3693の4、3694の1から 3694の3までの各一部、 3694の4、3695の1から 3695の4までの各一部、 3696の2の一部、3697の 2の一部、3698の2の一部、 3699の2の一部、3700の 2の一部、3701の2の一部、 3702の2の一部、3703の 2の一部、3704の2の一部、 3705の2の一部、3706の 2の一部、3706の3の一部、 3707の3の一部、3707の 4の一部、3708の3の一部、 3708の4の一部、3709の 1から3709の3までの各一 部、3710の2の一部、 3711の2の一部、3712の 2の一部、3713の2の一部、 3714の2の一部、3715の	錢塘町	有吉開

	<p>2の一部、3716の2の一部、 3717の3の一部、3717の 4の一部、3718の2の一部、 3719の2の一部、3720の 2の一部、3721の2の一部、 3722の2の一部、3722の 3の一部、3723の2の一部、 3723の3の一部、3724の 2の一部、3725の2の一部、 3726の2の一部、3727の 2の一部、3728の2の一部、 3729の2の一部、3730の 2、3731の2、3732の2、 3733の2、3734の1の一 部、3734の2及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路であ る公有地の全部</p>	
	<p>3913の2の一部、3914の 2の一部、3915の2の一部、 3916の2の一部、3917の 2の一部、3918の1から 3918の4までの各一部、 3919の1から3919の3 までの各一部、3919の4、 3920の1の一部、3920の 2の一部、3920の3、 3920の4、3921の1の一 部、3921の2の一部、 3921の3、3921の4、</p>	

<p>銭塘町</p>	<p>築添</p>	<p>3922の1の一部、3922の2、3923の1の一部、3923の2、3924の1の一部、3924の2、3925の1の一部、3925の2、3926の1の一部、3926の2、3927の1の一部、3927の2、3928の1の一部、3928の2、3929の1の一部、3929の2、3930の1の一部、3930の2、3931の1の一部、3931の2、3932の1の一部、3932の2、3933の1の一部、3933の2、3934の1の一部、3934の2の一部、3934の3、3934の4、3935の1の一部、3935の2、3936の1の一部、3936の2、3937の1の一部、3937の2の一部、3938の1の一部、3938の2、3939の1の一部、3939の2、3940の1の一部、3940の2、3941の1の一部、3941の2、3942の1の一部、3942の2、3943の1の一部、3943の2、3944の1の一部、</p>	<p>銭塘町</p>	<p>宇土開</p>
------------	-----------	---	------------	------------

3944の2、3945の1の一部、3945の2、3946の1の一部、3946の2、3947の1の一部、3947の2、3948の1の一部、3948の2、3949の1の一部、3949の2、3950の1の一部、3950の2、3951の1の一部、3951の2の一部、3951の3、3951の4、3952の1の一部、3952の2、3953の1の一部、3953の2の一部、3953の3、3954の1の一部、3954の2の一部、3954の3、3955の1の一部、3955の2、3956の1の一部、3956の2、3957の1の一部、3957の2、3958の1の一部、3958の2、3959の1の一部、3959の2、3960の1の一部、3960の2、3961の1の一部、3961の2、3962の1の一部、3962の2、3963の1の一部、3963の2、3964の1の一部、3964の2、3965の1の一部、3965の2、3967の1の一

		部、3967の2、3968の1 の一部、3968の2、3969 の1の一部、3969の2の一 部、3969の3、3969の4、 3970の1の一部、3970の 2、3971の1の一部、 3971の2及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路である 公有地の全部		
--	--	--	--	--

(提出理由)

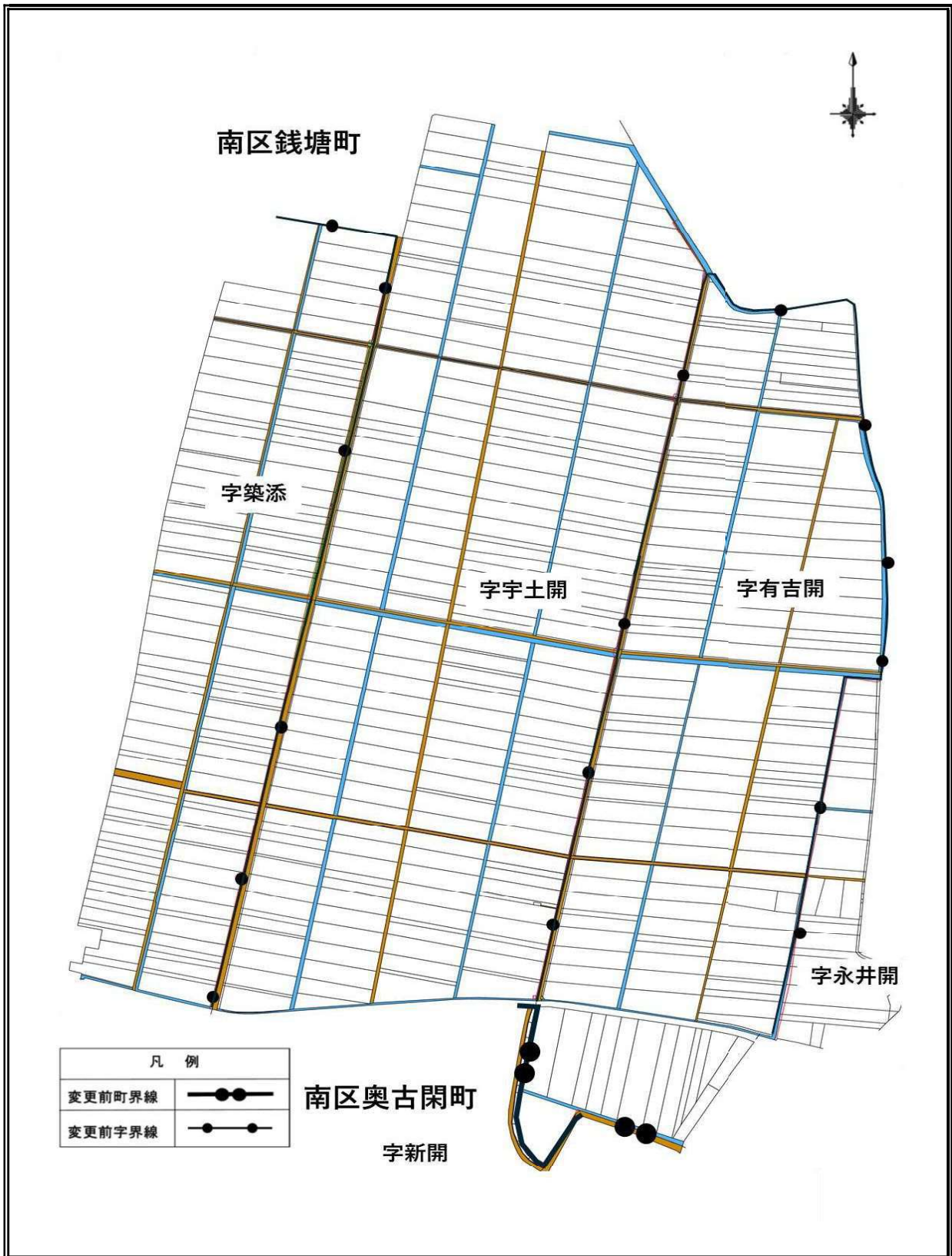
市の区域内において、町及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図（南区銭塘町外地域）



変更前町界字界図



変更後町界字界図

